

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和3年第1回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、本日は柳原義六代表監査委員にも出席いただいております。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月19日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、承認1件、議案18件が町長から提出されております。
次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。
○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長からもお話ありましたとおり、今日から令和3年第1回の川根本町議会定例会が開催をされます。

日頃、議会の皆様方には、川根本町の運営のために大変な御尽力をいただいておりますこと、お礼と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今、世の中は大変大きな混乱をしておりますけれども、コロナの関係、私ども川根本町は、議会並びに町民の皆さんが一体となって、繊細な注意を払いながら対応しているということで、今のところ感染者ゼロでございます。これを引き続きゼロを継続したいなという思いでおりますけれども、いつあってもおかしくない感染者の出現でございますので、これからもきめ細かく対応をしていきたいというふうに思っております。

今日から長丁場になりますけれども、よろしく御審議いただきまして、行政推進のために御協力を重ねてお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、中原緑君、2番、澤西省司君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。



◎日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町

**国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いて)**

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認案件第1号です。

川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、専決処分につきまして説明をさせていただきます。

国民健康保険事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の規定を、新型インフルエンザ等対策特別措置法によるものとしておりましたが、本年2月13日に同特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の規定が同特別措置法から削除されたとともに、同じく同日に改正をされました感染症法において新たに新型コロナウイルス感染症が規定されたことを受け、当町の国民健康保険条例を改正するものであります。

また、根拠法令の施行日が本年2月13日であることから、町条例も併せ、令和3年2月13日から施行する必要から、専決処分をしたものであります。

以上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第4 議案第9号 川根本町議会議員及び川根本町長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する条例の制定
について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第9号、川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第9号です。川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明させていただきます。

公職選挙法の改正が、昨年6月12日に公布、同年12月12日に施行されました。今回の改正は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様なものと拡大することに併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入するものであり、町においても新たに關係する条例を制定するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第5 議案第10号 川根本町観光振興センター条例の制定について

○議長(藺田靖邦君) 日程第5、議案第10号、川根本町観光振興センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第10号です。川根本町観光振興センター条例の制定について、説明させていただきます。

千頭駅前の自然休養村管理センターは、建築から41年余が経過し、当初の施設設置目的であった自然休養村事業の管理運営施設としての役割は完了したとの判断から、当該施設をその立地を生かし、観光情報の発信や特産品販売、食の提供等を通じて産業振興並びに交流促進を図る町の拠点として川根本町観光振興センターと名称を改めた上で施設の運営維持を進めるため、従前の自然休養村管理運営施設条例を廃止をし、新たに川根本町観光振興センター条例を制定をしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(藺田靖邦君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、第2常任委員会に付託することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第6 議案第11号 川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の
制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第11号、川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第11号です。川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定について説明をさせていただきます。

御存じのとおり、フォーレなかかわね茶茗館、特産品館は、それぞれの建設年次等の違いから、その管理等について規定する条例も施設ごとに定めておりました。これらの施設は、同一施設内に所在しており、現状も関連する施設として活用を図っており、川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例を全部改正することにより、現行の川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例、川根本町特産品館条例を統整理し、併せて川根本町特産品館条例は廃止をするものであります。また、茶茗館内にある多目的スペース等の使用に関する規定については、現状の施設使用状況から鑑み、今回削除するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、第2常任委員会に付託することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第7 議案第12号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第7、議案第12号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第12号です。川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、これからの町農業振興施策を総合的に協議する場として、新たに川根本町農業農村振興対策協議会を設置することに伴い、町附属機関設置条例別表に同委員会を加えるとともに、現行の川根本町農林業センター運営委員会が担任している事務については新たに設ける委員会が対応することとし、川根本町農林業センター運営委員会は廃止をすることとした条例の一部を改正する条例を上程するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(藺田靖邦君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第13号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第8、議案第13号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第13号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

国民健康保険事業は、年々、高度医療の発達普及や様々な病気に対する対応が求められ、結果として1人当たりの医療費が増加をしております。

一方、本町の国民健康保険税の税率につきましては、平成26年度以降大きな改正をせず継続してまいりましたが、今後も安定して持続可能な保険制度を継続していくためには、保険税率の改正がやむを得ない状況であることを判断し、町国民健康保険運営委員会へ保険税率の改正に関する諮問をし、同委員会より国民健康保険税率の改正は適当であるとの答申もいただいたことから、今回、関係する条例の改正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第14号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、議案第14号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正と併せて、介護保険法第117条に規定されている介護保険事業計画の第8期の3年間の介護給付費等サービス見込み料に基づいた介護保険事業に要する費用に充てるため、令和3年度から令和5年度の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第15号 川根本町自然休養村農林水産物処理加工
施設条例を廃止する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第10、議案第15号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第15号です。川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例について説明をさせていただきます。

同条例は、昭和54年度に自然休養村整備事業により農林水産物処理加工施設が建設されたことに伴い制定されたものでありますが、施設建設から41年が経過をし、既に自然休養村事業としての目的を終了し、農林水産物処理加工施設としての機能を有していないことから、令和3年3月31日をもって同条例を廃止したいものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第16号 令和2年度川根本町一般会計補正予算
(第10号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第16号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第16号です。令和2年度川根本町一般会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,300万円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,270万円としたいものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、高度情報基盤網の無線エリアを光ケーブル化するための高度無線環境整備推進事業費補助金や、町道高郷上長尾線開設工事の用地調査業務委託及び橋梁詳細設計業務委託など年度内に完成が見込めない事業について、翌年度に繰り越して執行したい経費となっております。

第3表の地方債補正につきましては、減収補填債の追加と歳出の補正に伴う増減額となっ

ております。

今回の補正は、そのほとんどが各種契約差金や実績見込みに基づく減額となっております。

まず、減額となった主なものは、コロナ禍において中止となった議員研修、区長研修、産業文化祭や生涯学習のつどい等の各種経費や臨時休館措置を取った各施設における光熱水費等の減額、各種工事等の契約差金、崩落等により着工できなかった林道改良工事費の減額、実績見込みによる各種扶助費の減額などとなっております。

また、1月28日の臨時議会で追加補正を認めていただいたコロナワクチン接種事業にあつては、いまだ国の事務執行の方向性が不確定であり、事業執行者である基礎自治体としては非常に心配をしているところでありますが、次年度執行予定分については次年度当初予算に計上すべきとの国の方針が示されたことを受け、ワクチン接種委託費等の次年度執行分については、今回減額とさせていただきます。

一方、増額となっている主なものは、奥大井湖上駐車場工事において約172万円の増額、昨年8月に発生しました落雷被害による情報基盤整備施設修繕費として約1,940万円の増額、受診者が増加したことによる後期高齢者特定健診において約113万円の増額となっております。

歳入につきましては、事業費の実績見込みに伴う国・県補助金の減額や、充当の不用が見込まれる財政調整基金、まちづくり基金や社会福祉基金などの繰入金金の減額、財源更正のための地方債の増減が主なものとなっておりますが、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金にあつては、国庫補助事業である高度無線環境整備事業等の町負担額に充当するため、今回約6,999万円を追加計上をしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第17号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第17号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第17号です。令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,429万3,000円としたいも

のであります。

今回の補正の主な内容は、広域連合に支払う納付金が不足するため、少額ではありますが、追加するものでございます。

財源につきましては、県負担分と町負担分を合わせて、一般会計繰入金で賄うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第18号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第18号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第18号です。令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

今回の補正は、サービス利用の増加により、サービス収入を413万8,000円増額をし、一般会計繰入金を同額を減額するという財源更正で、予算総額は補正前と変わらず2,096万8,000円となります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第19号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第14、議案第19号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第19号です。令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

今回の補正は、患者数の増加等により、診療収入等を1,000万円増額し、一般会計繰入金を同額減額するという財源更正で、予算総額は補正前と変わらず6,637万8,000円となります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第20号 令和3年度川根本町一般会計予算

◎日程第16 議案第21号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第17 議案第22号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第18 議案第23号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第19 議案第24号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第20 議案第25号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第21 議案第26号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第20号、令和3年度川根本町一般会計予算から、日程第21、議案第26号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの7議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第20号から26号につきまして、令和3年度における一般会計から各特別会計の予算に関する議案となりますので、一括して概要説明の上、提案理由とさせていただきます。

まず、議案第20号、一般会計当初予算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

令和3年度川根本町一般会計当初予算は55億3,900万円、前年と比べまして7,400万円、1.32%の減額となる予算を編成をいたしました。

第1表、歳入歳出予算で歳入歳出予算を、第2表、債務負担行為では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、第3表、地方債では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法をそれぞれ記載をしております。

次に、議案第21号、国民健康保険事業特別会計は、予算総額8億7,300万円、前年度比7,300万円、9.13%の増額の予算とし、議案第22号、後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1億3,080万円、前年度比340万円、2.53%の増額の予算を、議案第23号、介護保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ13億1,640万円、前年度比1,060万円、0.81%の増額

の予算を、議案第24号、簡易水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ2億7,060万円、前年度比1,570万円の増額とし、歳入歳出予算については、第1表、歳入歳出予算に地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、第2表、地方債に記載のとおりであります。

議案第25号、訪問看護事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1,960万円、前年度比70万円、3.45%の減額予算とし、議案第26号、いやしの里診療所事業特別会計は、6,470万円、前年度比560万円、0.33%の増額としております。

一般会計と各特別会計を計算した総額は、82億1,410万円、前年度と比べまして2,680万円、0.33%の増額となる当初予算を編成いたしました。

本町は、平成17年9月の合併以降、町の歳入規模や将来を見据えた持続可能な行財政運営を目指しながら、当町ならではの強みを生かした魅力向上のため、高度情報基盤の整備をはじめ、県立川根高校の魅力化促進のため様々な施策、多様な就労環境の創出といった新たな取組を積極的に進めてまいりました。

一方、歳入面では、合併から15年を経過をし、普通交付税の合併に伴う優遇措置が令和2年度をもって終了となることに加え、国勢調査の人口値を算定基礎とする普通交付税においては、令和2年国勢調査人口が前回の国勢調査より約1,000人も大幅な減少となることが見込まれることなど、今後の行財政運営には大きな不安も生じておるところであります。

このような状況の下、令和2年度に引き続き、令和3年度予算も今まで以上に歳入規模に応じた、いわゆる身の丈に応じた予算編成との考えにより編成された予算となっております。

予算概要といたしましては、森林環境譲与税を活用した森林整備事業、下泉原地区の農地整備事業や観光施設整備事業などの産業振興事業予算を計上したほか、町民の念願であります町道高郷上長尾線、いわゆる上長尾バイパスの早期開通に向けた調査費の計上、教育分野では、先進的に取り組み築き上げてきました本町ならではの教育の継承、義務教育学校の再編に向けた建設費の計上といった、これまで築いてきた環境や礎を最大限に活用した取組を進めるための持続的な予算計上をするとともに、新たに観光分野においては地域おこし協力隊を任用する予算を計上するなど、必要な分野には必要な予算をつぎ込む、メリハリをつけた予算編成としたところであります。

また、例年にはない事業予算として、報道等で御承知のとおり、新型コロナワクチン接種事業に係る予算も計上しており、住民の安心・安全を確保するため、速やかな事業展開に対応していくための予算としているところであります。

歳入の確保が難しい現実の中ではありますが、引き続き「ひとづくり・魅力づくり・活力づくり」を好循環、または相乗させることにより、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実現に向けて邁進をしたいというふうに考えているところであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説

明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） ただいま、町長の提案理由説明の中で、予算説明の部分、義務教育学校の再編に向けた建設費と申し上げましたが、設計費の誤りでございます。訂正させていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案第20号から議案第26号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◇

◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月16日午前9時に開会し、上程された議案等の質疑、討論、採決を行い

ます。

本日はこれで散会します。

議員はこの場で引き続き予算特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行ってください。

特別委員会終了後に全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。
時間は追って知らせます。

ありがとうございました。

散会 午前 9時43分